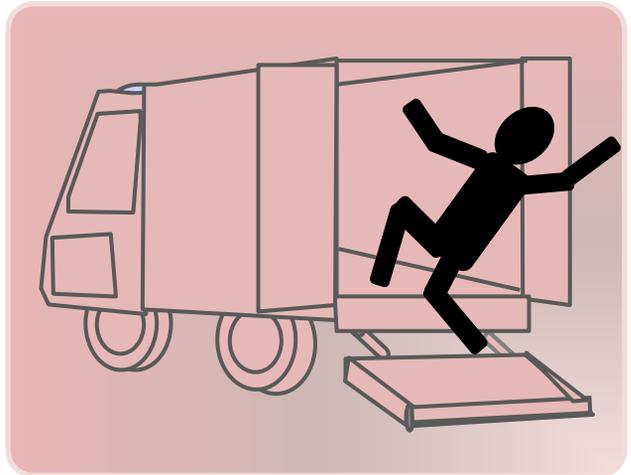
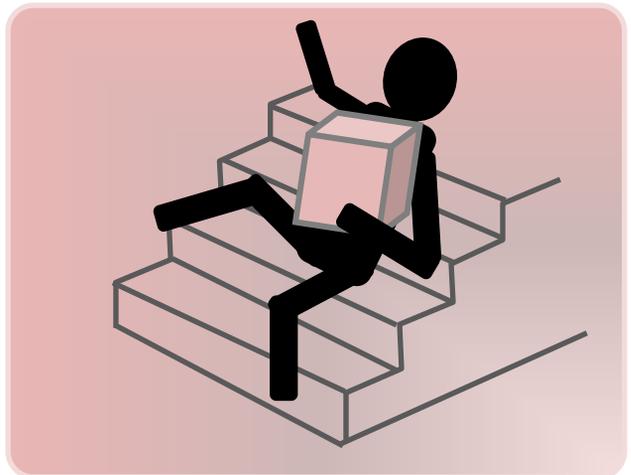


# STOP!

あなたの会社でも  
身近に起きる

## 墜落・転落災害



東京労働局管内で発生した死亡災害においては、事故の型別にみると、「墜落・転落」がトップであり、平成27年には約4割(67件中26件)を占めています。

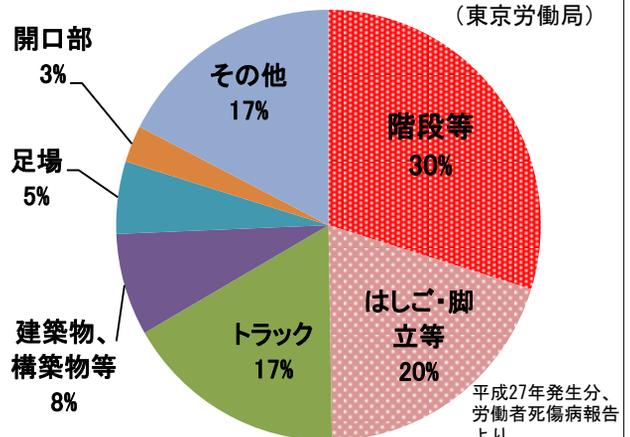
休業4日以上<sup>※</sup>の労働災害でみても、「墜落・転落」は「転倒」に次いで多発しており、死亡を含め重篤化する傾向にあります。

「墜落・転落」は、建設業だけではなく、年々増加する第3次産業(「墜落・転落」が第3順位で発生)でも多発しています。

まずは、経営トップが労働災害防止のための明確な「安全衛生方針」を表明した上で、職場に潜む危険箇所の「見える化」等に取り組み、労働者全員参加で、「墜落・転落災害」を撲滅しましょう。

墜落・転落災害における起因物別

(東京労働局)



# 身近なところで起きる墜落、転落災害に気を付けましょう！

## STOP！ 階段等での危険行動



スマホ操作などしながら階段を降りるのは危険  
→注意力が散漫になり、つまづく等します。

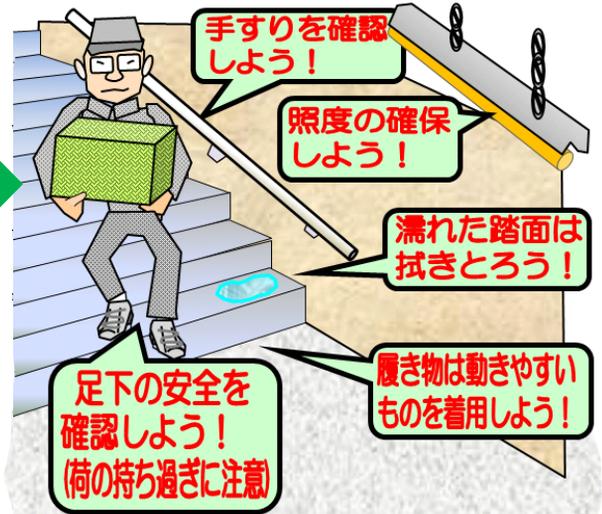


両手に荷物を抱えながら階段を降りるのは危険  
→前が見えず、階段を踏み外す等します。



H27年に「階段等」で発生した墜落・転落災害の業種別順位

1	商業	111	} 様々な業種 で多発
2	その他の事業	106	
3	清掃・と畜業	55	
4	運輸交通業	51	
5	保健・衛生業	45	



## STOP！ はしご・脚立等での危険行動



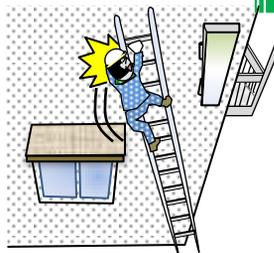
天板上で作業するのは危険  
→簡単にバランスを崩します。



イスの上に乗るのは危険  
→簡単にバランスを崩します。



両手に荷物を抱えながら脚立を昇降するのは危険  
→前が見えず、踏み外す等します。



上部を固定せず、下部を支える人がいないのは危険  
→簡単に倒れます。

H27年に「はしご等」で発生した墜落・転落災害の業種別順位

1	建設業	135	} 建設業以外 でも多発
2	商業	54	
3	清掃・と畜業	44	
4	その他の事業	29	
5	保健・衛生業	19	

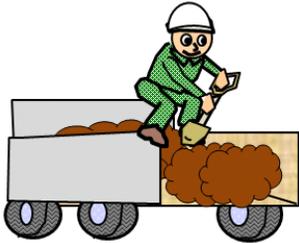


# 墜落、転落危険箇所に気付かず作業するのは危険！

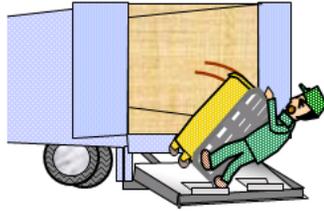
## STOP！トラックでの危険行動



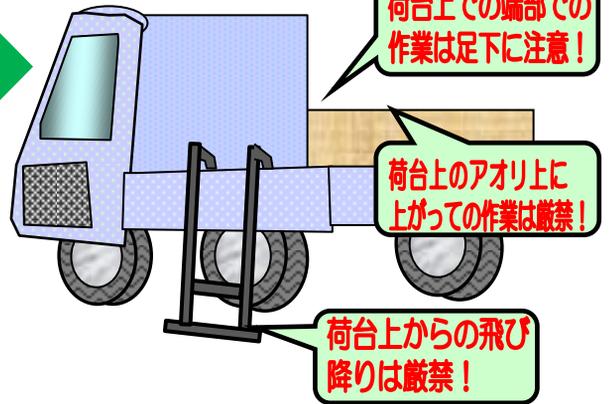
荷台の「あおり」に気付かず作業するのは危険  
→何かの拍子に後方転落します。



荷台の土砂などに乗って作業するのは危険  
→足下が崩れて転落します。



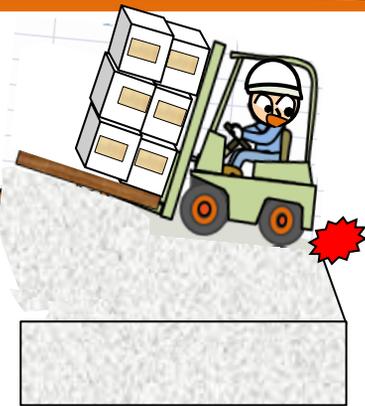
リフターの台車止めに気付かず作業するのは危険  
→つまづいて転落します。



H27年に「トラック」で発生した墜落・転落災害の業種別順位

1	運輸交通業	155	荷の積み卸しを行う業種で多発
2	建設業	36	
3	商業	29	
4	その他の事業	26	
5	清掃・と畜業	20	

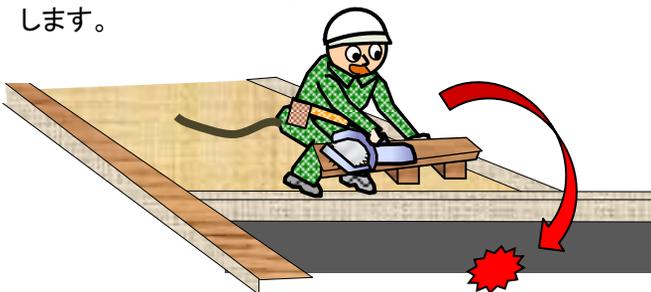
## STOP！建築物・構築物での危険行動



段差に気付かずに後進するのは危険  
→フォークリフトごと後方転落します。



段差に気付かずに台車で移動するのは危険  
→台車ごと転落します。



手すり等がない開口部付近で作業するのは危険  
→墜落、転落します。

H27年に「建築物・構築物」で発生した墜落・転落災害の業種別順位

1	建設業	45	建設業以外でも多発
2	その他の事業	27	
3	金融・広告業	15	
4	清掃・と畜業	14	
5	製造業	11	



### ここがポイント！

労働安全衛生法において、事業者には、機械、器具その他設備等への危険防止（同法第20条第1号）及び墜落のおそれのある場所等への危険防止（同法第21条第2項）についての措置義務が規定されており、違反した場合は、**6月以下の懲役又は50万円以下の罰金**に処せられます。なお、具体的な措置義務内容については、労働安全衛生法施行規則において規定されています。

